

盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公害防止協定書第12条第2項の規定に基づき、盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定の内容の変更に関すること。
- (2) 排出ガス、排水等が公害防止協定に定める基準値を超えた場合等における措置に関すること。
- (3) その他公害防止協定の運用のため必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるものを委員として組織する。

- (1) 地域住民を代表するもの 15名以内
 - (2) 市職員 5名以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長2名及び監事2名を置き、地域を代表する者である委員のうちから選出する。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会は、年3回会長が招集する。ただし、会長が必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

(関係者からの意見聴取)

第6条 協議会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝金等)

第7条 委員等に支給する謝金等は1回当たり次の額とする。ただし、第3条第1項第2号に定める者を除く。

(1) 公害防止対策協議会委員手当 (調査研究事業での手当を含む。)

2,000円

(2) 公害防止対策協議会監査手当

2,000円

(3) 公害監視委員会委員謝金

9,600円

(4) 公害防止対策協議会説明者謝金 (公害監視委員会の内容を説明するもの)

9,600円

(5) 公害防止対策協議会報告者謝金 (盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議の内容を報告するもの)

5,000円

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、盛岡市クリーンセンター内に置く。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成10年4月17日から施行する。

附則

この規程は、平成14年8月29日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附則

1 この規程は、令和2年3月31日から施行する。

2 この規程の施行の際現に委員である者の任期は、第3条第2項本文の規定にかか

わらず、令和2年5月31日までとする。以後、委員の任期は、6月1日から翌々年の5月31日までとする。

附則

この規程は、令和3年7月28日から施行する。